

第 4 回
呉市・川尻町合併協議会
会 議 録

(平成15年6月13日)

呉市・川尻町合併協議会

第4回呉市・川尻町合併協議会会議録

と き 平成15年6月13日(金曜日)

ところ 呉市総合体育館 ミーティングルーム

出席委員

(呉市)

小笠原臣也
川崎初太郎
赤松俊彦
中田清和
下西幸雄
岩原 椋
石崎元成
岩城公順
梅河内秀登
馬場理子
平田久夫
森 政雄

(川尻町)

渡邊正弘
扇谷恒範
綿野成泰
三京玉男
大下淑光
倉田良美
花本康彦
河野温三
中舛京子
上治真一
北村正次
森川泰博

出席顧問

三上忠彦

説明員

芝山公英
佐々木 寛
歌田正己
藤吉悦男
前田幸治

会議に付した事件

(協議事項)

行政制度等に関する協議事項(各種事務事業の取扱い)

[継続協議項目]

- 協議第19号 福祉制度について
- 協議第20号 介護保険事業について
- 協議第21号 国民健康保険事業について
- 協議第22号 保健・医療制度について
- 協議第23号 環境事業について
- 協議第24号 商工業・観光の振興について
- 協議第25号 農林水産業の振興について

[今回提案項目]

- 協議第26号 まちづくり建設事業について
 - 協議第27号 教育・文化・スポーツの振興について
 - 協議第28号 人権行政の取扱いについて
 - 協議第29号 コミュニティの振興等について
 - 協議第30号 水道事業の取扱いについて
 - 協議第31号 下水道事業の取扱いについて
 - 協議第32号 消防・防災体制整備について
- 市町村建設計画の作成に関する協議事項

[継続協議項目]

- 協議第18号 新市建設計画

午後 1時30分 開 会

芝山事務局長 皆様方おそろいになられましたので、開会とさせていただきます。開会に先立ちまして、本協議会の会長でございます小笠原臣也呉市長より、ごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

小笠原会長 それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回、5月29日に第3回協議会を川尻町総合文化センターで開かせていただき、また協議会の後は野呂山の視察等もさせていただいたわけですが、川尻町の皆様方には、いろいろとお世話になりました。

きょうは、前回の第3回協議会で行政制度等に関する協議事項のうち、福祉制度、保健・医療制度など7項目について、事務局から合併協定案としての調整方針を御提案申し上げましたけれども、いろいろ御検討いただいたと思いますので、本日は

それらの項目について御協議をいただくほか、教育・文化、コミュニティの振興など、残りの項目について事務局案を御提案申し上げることにいたしております。

引き続き、皆様方と一緒に誠心誠意協議を進めて参る所存でございます。どうか慎重に御審議をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

芝山事務局長 どうもありがとうございました。

続きまして、副会長でございます渡邊正弘川尻町長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

渡邊副会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

第3回法定協では、呉市の委員さんにおかれましては、川尻町までおいでいただきまして、ありがとうございました。町の概況を少し深めていただけたのかなと思っております。

きょうは、先ほど会長の方からもございましたけれども、行政制度の回答ということでございます。幾つか要望をさせていただきたいと思っておりますが、大体において合意ということになるかとは思っております。また建設計画、本協議会で決定をしていく大変大きな部分でありますけれども、きょう提案をされるということでございますので、我々としてはよくお聞きをして、また内部で協議をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

芝山事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、これ以降の進行につきましては、小笠原会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくよろしくお願いいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから第4回呉市・川尻町合併協議会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、梅河内委員と河野委員を指名いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

行政制度等に関する協議事項ですが、前回5月29日の第3回協議会において御提案申し上げました協議第19号「福祉制度の取扱い」から、第25号「農林水産業の振興」までの7件について、順次協議をして参りたいと存じます。

まず、協議第19号「福祉制度の取扱い」について、これは保育料以外の制度についてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは「第4回呉市・川尻町合併協議会協議事項」という資料を見ていただきたいと思います。1ページ開いていただきまして、協議第19号「福祉制度の取扱い」についてでございます。合併に伴いまして、今後は呉市福祉事務所を中心に県と連携を図りながら、また合併統合することになっております呉市社会福祉協議会との連携協議、さらには町内にある「福祉センターふれあい」を活用していきながら、川尻町地域の福祉施策を引き続き展開していくことになると考えているところでございます。

それで、調整方針でございますが、右に書いてありますように、「制度については、原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している

制度で、住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする」ということで、ご提案させていただいております。

細かい制度の中身のつきましては、別紙調整調書で前回ご提案申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして御質疑なり御意見があればお願いいたします。

渡邊副会長 この中で、二、三要望を申し上げておきたいと思います。

まず、第1点目が放課後児童の健全育成事業であります。

現在、川尻町では定員を45名ということにしておりますが、定員にかかわらず待機児童を出さないという基本方針に基づきまして、柔軟に対応しているという実態がございます。また、特に夏休みなどの長期休業日のみの対応についても同様に対応していただきたい。合併後には、そういう要望をお願い申し上げたいと思います。

それから、もう一点は社会福祉事業全般についてなんですけれども、現在、川尻社協に事業の委託を行っております。これが8種類ほどあるわけですが、福祉サービスについては、呉市において多くの事務事業を実施されておられまして、合併後、川尻町の住民はより多くのサービスが享受できるであろうと思っております。ただ、その中で類似のものについては、呉市の制度に合わせるということは当然でありますけれども、川尻町が委託をしておりますそういった事業について、もし川尻町独自のものがあるのであれば存続していただくよう御配慮をお願いしたい。この第19号につきましては、以上2件のことをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

小笠原会長 ただ今、福祉サービス全体のお話と放課後児童会のお話がありましたが、事務局から現在の考え方があれば説明願います。

佐々木事務局次長 まず放課後児童健全育成事業でございますけれども、同様に呉市でも柔軟に対応しておりますので、ご要望のとおり、定員枠だけではなくて、夏休みなど長期休業日の対応などについても保護者の実情に十分配慮しながら、その都度柔軟に対応していきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

渡邊副会長 了解しました。

佐々木事務局次長 それと、2点目の福祉サービスにつきましては、町は川尻町社協に委託しながら事業を行っておられますが、呉市社協と川尻町社協は合併統合いたしますので、合併後の福祉施策の展開につきましては、呉市と呉市社会福祉協議会が協議しながら、引き続き町地域の福祉サービスが展開できるように調整して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

渡邊副会長 了解しました。

小笠原会長 それではお諮りしたいと思いますが、本件のうち「保育料の取扱い」については、次回に公共料金関係の事務局案が一括して提案される予定になっておりますので、本日のところは継続協議ということにさせていただくといたしまして、それ以外の福祉制度全体については、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、そのように今後取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第20号「介護保険事業の取扱い」を議題といたします。

これも保険料がありますが、保険料については公共料金関係で次回に一括して提案させていただくということで、それ以外の内容についてお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

佐々木事務局次長 協議事項の3ページ目をお願いしたいと思います。

協議第20号「介護保険事業の取扱い」についてでございます。

この4月に第2期の介護保険事業計画がスタートしまして、介護保険サービスのあり方とか保険料の見直しが行われたところでございます。

調整方針につきましては、「原則として呉市の制度に統一するものとする。ただし、川尻町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする」ということで、提案させていただいております。

細かい中身につきましては、別紙調書で前回説明申し上げたところでございます。以上でございます。

小笠原会長 ただいまの介護保険制度事業についての説明に御質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、保険料の取扱いについては、先ほど申し上げましたように次回協議会で一括してご提案申し上げることとしまして、それ以外の制度、事業全般については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第21号「国民健康保険事業の取扱い」を議題といたします。

これも確認をしておきますが、保険料以外の制度全般ということで、保険料については次回の協議会で一括して提案いたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

佐々木事務局次長 3ページ目の協議第21号「国民健康保険事業の取扱い」でございます。

これは、保険料と保険税との違い、あるいは賦課の積算に資産割が有る無いといった違いはございますけれども、給付とか保険事業の内容につきましては、あまり違いがございません。

調整方針としましては、「原則として呉市の制度に統一するものとする」という

ことで、ご提案させていただいているものでございます。

以上でございます。

小笠原会長 この件について御質疑なり御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、お諮りいたしますが、保険料を除く全体については、この提案どおり進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第22号「保健・医療制度の取扱い」を議題といたします。

事務局から本件の説明をお願いします。

佐々木事務局次長 4ページをお願いいたします。

協議第22号「保健・医療制度の取扱い」についてでございます。

このことにつきましては、合併後は呉市保健所を中心に県の呉地域保健所と連携を図りながら、さらに町内にあります保健センターを拠点としまして、川尻町地域の保健活動を展開していくことになろうかと考えております。また医療圏につきましては、呉市と同じ保健医療圏でございますので、問題はないかと思っております。

それで、調整方針でございますけれども、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする」ということで、調整方針を上げさせていただいております。

細かい内容につきましては、別紙調書で前回ご説明申し上げたところです。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明に御質疑なり御意見があればお願いいたします。

渡邊副会長 保健センターについてでございます。現在、川尻町では保健センターを核としまして、さまざまな保健衛生に関する教室の開催、あるいはサービスの提供を行ってきております。合併後におきましては、人員面も含め、保健センターの機能が低下することのないように、むしろ、さらに充実させていただくようお願い申し上げたいと思っております。

また同様に、母子保健についてであります。ちびっこ教室の育児支援教室などは、少子化傾向が進む中で、若いお母さん同士の情報交換などにも大変役立っておりますので、こういった教室の開催が少なくならないように、今後増えていくようにぜひお願いしたいと思っております。

小笠原会長 今の渡邊町長さんからの御意見について、事務局で説明できることがあればお願いします。

佐々木事務局次長 保健センターにつきましては、合併に伴っての人員配置等の

問題もございますけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、引き続き保健センターを残していくということでございまして、町地域の保健活動の拠点にしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

渡邊副会長 了解しました。

佐々木事務局次長 それと、ちびっこ教室の件でございまして、私どもの調書の作り方として、呉市の制度と川尻町の制度を同じ項目に入れておりましたので、読み違いがあったかと思われませんが、呉市のちびっこ教室というのは、1歳6か月や3歳児の健康診査の際に「要経過観察」と判断された乳幼児について、引き続き様子を見るという「健康診査の過程で特別に設けている教室」でございまして、川尻町が行っておられますのは、通常の育児教室、あるいは育児相談だと思っておりますので、制度の内容に違いがございまして、その点ご了承いただきたいと思っております。

なお、呉市でもすこやかセンターや各支所において同じように育児教室、育児相談などの子育て支援を行っております。ただ呉市の場合は毎月1回ということで、その回数については違いがございまして、先ほど申し上げましたように、保健センターを拠点として引き続き地域保健活動の中で実施し対応できると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

渡邊副会長 ですから、今おっしゃったように独自の施策として、呉市は今1回とおっしゃいましたけれども、例えばそれを川尻町の保健センターの独自策として、3回、4回ということも可能であろうというように考えてよろしいですね。

佐々木事務局次長 それは町地域の保護者等の実情もございまして、そういった体制をとれるかとれないかということも含めまして、引き続き検討していきたいと思っておりますので、できるような方向で考えていきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

小笠原会長 一般的ですが、福祉制度、それから保健・医療制度、あるいは介護保険制度、そういった福祉全般については、呉市の制度は非常に充実していると私は思います。子育て支援についても、川尻町がやっておられるちびっこ教室に当たるものを、地域の保育所が「子育て支援センター」という形で何か所かやっておりますし、「子育てサロン」といって、毎日お母さん方が子供を連れてきて交流する機能を中心部で、それから今度たしか広地区でもやることにしております。さらに育児相談も保健師が各支所に出向いて月1回やっているということ、それらを総合して考えると、川尻町よりも充実した制度を呉市はやっていると思っておりますので、先程説明しましたように、保健センターも活用させてもらいながら、呉市の制度に合わせて、より充実したものにできると思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、お諮りいたしますが、本件については事務局案どおりと決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、委員のみなさまのご承認をいただけたものとし

て決定させていただきます。

続きまして、協議第23号「環境事業の取扱い」を議題といたします。

事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、5ページをお願いいたします。協議第23号「環境事業の取扱い」についてでございます。

このことにつきましては、政令市の指定及び特例市の権限を持つ呉市でございますが、引き続き環境保全行政に取り組んでいきたいと考えております。なお、し尿処理につきましては、現行のとおり安浦町と構成しておられます芸南衛生組合での対応をしていくことになろうかと考えております。

調整方針でございますが、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、芸南衛生組合で実施しているし尿の収集処理体制については、当分の間、現行のとおりとする」ということで提案させていただいております。

細かい点につきましては、別紙調書で前回説明したとおりでございます。

以上でございます。

小笠原会長 それでは、ただいまの説明について御質疑なり御意見があればお願いいたします。

渡邊副会長 この23号につきましては「EM菌」ということをお願いしておきたいと思います。

川尻町では、有志の方になりますけれども、EM菌を活用していただいております。我々も議会と一緒に視察へ行ったりしましたが、川に放流をしたところ、悪臭がなくなったりとか、そういったことが実際に起きております。

ただ、これは科学的に解明をされていない部分ということがあるわけですが、安浦町あるいは蒲刈町においてもこのEM菌を実施されていると聞いております。原液の購入ということになろうかと思っておりますけれども、補助という形でできないだろうかと思っております。微生物ということで、私は環境ホルモンということにはつながらないのではないかなと思っております。研究余地はたくさんあるかと思っておりますけれども、川尻町は今行っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

小笠原会長 このことについて、事務局から状況を説明してください。

佐々木事務局次長 現在呉市においては、事業の有効性というのがまだ実証されていないような理由から実施しておりません。全国的に見ても市のレベルではやっていない状況でございます。また県にも問い合わせましたところ、情報としては岡山県、三重県、福井県が実証実験をされているとのことでございます。なお広島県におきましても、現在室内実験ではございますが実証実験を行っておられますので、その内容について、また結果報告がなされるのではないかと考えております。

これらを総合的に判断しまして、引き続き担当部局で調査検討をしていきたいと考えております。今しばらく時間をいただきたいということでございますので、よろしくをお願いいたします。

渡邊副会長 検討中ということですね。

小笠原会長 そうです。

渡邊副会長 わかりました。

小笠原会長 県の方もいろいろと実験やっているように聞いておりますので。

渡邊副会長 よろしく願いいたします。

小笠原会長 それでは、調整方針としては非常に抽象的でございますが、今ございました件については今後の検討ということで、調整方針そのものについては事務局案どおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、御承認いただいたものとして決定させていただきます。

続きまして、協議第24号「商工業・観光の振興」を議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 6ページを開いていただきたいと思います。

協議第24号「商工業・観光の振興」でございますが、合併後も引き続き既存の中小企業や商店街の振興及び新産業の育成、さらには瀬戸内海の自然と歴史を生かした観光振興を図っていきたいと考えております。特に川尻町におかれましては、国立公園野呂山がございますので、野呂山の新たな魅力づくりを展開していきたいと考えているところでございます。

調整方針としましては、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、川尻町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう協議・調整を行うものとする」ということで提案させていただいております。

細かい点につきましては、別紙調書で前回提案させていただいたところです。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明に御質疑、御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、お諮りいたします。

本件については、事務局案どおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件については御承認いただいたものとして決定させていただきます。

続きまして、協議第25号「農林水産業の振興」を議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 7ページをお願いしたいと思います。

協議第25号「農林水産業の振興」でございます。

これにつきましては、合併に伴いまして農林水産業振興にかかわる基盤整備や各

種振興事業の推進について、呉市の制度を適用しながら、あるいは制度の調整を図りながら引き続き実施していきたいと考えております。また、川尻町が今まで整備されました各施設につきましても、呉市が引き継ぎまして、維持管理、整備に努めて参りたいと考えているものでございます。

それで、調整方針でございますけれども、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、川尻町地域の農林水産業の推進が図られるよう協議、調整を行うものとする」という調整方針を提案させていただいております。

細かい点につきましては、別紙調書で前回提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明に御質疑なり御意見があればお願いいたします。

渡邊副会長 呉市におかれましては、農業者に対する融資制度を始め各種制度が設けられております。川尻町ではこういった制度はございません。合併後は、旧川尻町民にもこれら各種制度を利用することが可能になるかと思いますが、大変喜ばしく思っております。つきましては、制度の周知徹底を、広報等で広く紹介していただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小笠原会長 これはもう当然適用させていただくことになりまして、関係者の方々には活用していただけるよう周知に努めたいと思っております。

渡邊副会長委員 よろしく申し上げます。

小笠原会長 それでは、お諮りいたしますが、本件につきましては、事務局案どおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件については、委員の皆様の御承認をいただいたものとして決定させていただきます。

続きまして、本日の提案項目に入らせていただきます。

協議第26号「まちづくり建設事業」から、第32号「消防・防災体制整備」までの7件を議題といたしますが、本日はあくまで事務局案の提案のみとさせていただいて、次回、第5回協議会で協議をして参りたいと考えておりますので、御了解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から提案説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、前回に引き続きまして行政制度、各種事務事業の取扱いにつきまして、その具体的な内容の調整方針を提案させていただきます。

また、別添の行政制度調整調書がございますので、併せて参考にさせていただければと思っております。

それでは、協議事項の8ページをお願いいたします。

協議第26号「まちづくり建設事業」についてでございます。

これにつきましては、道路、公園、住宅、港湾整備などがございます。特に川尻町におかれましては、自然豊かな国立公園野呂山、あるいは伝統工芸の筆づくり、野呂山芸術村の開設など「自然と芸術文化の薫る川尻」として、生涯学習の場づくりも加味した魅力あるまちづくりを進められております。また、住民の利便性と福祉の向上を図るべく道路等の都市基盤整備も計画的に進められているところでございます。港湾につきましては、県管理の川尻港、町管理の小用港、吉悪港がございます。また、町営住宅につきましても、公営住宅、改良住宅、さらに特定優良賃貸住宅がございます。

それで、調整方針でございますが、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については川尻町地域のまちづくり建設事業の推進を図られるよう協議、調整を行うものとする」、また「町道、公園、住宅、港湾等は現行のとおり呉市へ引き継ぎ、維持管理、整備に努める」という制度の取扱いの方向性を総論的に書かせていただいているものです。

詳しい内容につきましては、別紙調書の46ページから50ページに書いておりますので、恐れ入りますが46ページを開いていただければと思います。「都市計画・まちづくり等」のところがございます。それと、47ページを開いていただいて、中ほどに「入札制度」という項目がございます。これには一部訂正がございまして、川尻町は「なし」とありますけれども、500万円以上の建設工事につきましては、事前公表をしているということでございますので、訂正をお願いいたします。

都市計画につきましては、川尻町では都市計画区域の指定が既にされておりました、用途指定がございます。ただし、市街化区域とか調整区域の線引きはありません。また、都市計画マスタープランも既に策定されておられます。そういう中で計画的にまちづくりが行われているものでございます。

それと、48ページの「港湾の管理等」でございますが、先ほど申し上げましたように県管理の港湾と町管理の港湾がございます。これにつきましては、県の港湾は呉市が引き続き管理を受けたいと考えているものでございます。

49ページをお願いしたいと思います。

公園につきましては、街区公園が4か所ございますが、これにつきましても呉市が引き継ぎまして、維持管理、整備に努めていくということでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

住宅につきましては、家賃に違いがございます。それで、調整方針としましては、施設は呉市が引き継ぐわけでございますけれども、公営住宅の家賃は3年間は現行のとおりとさせていただきまして、3年後に現行の家賃を目安に再検討をしていくということで提案させていただいております。これは合併に伴いまして家賃は一緒にするというのが原則でございますけれども、国の指針の中に3年ぐらいの経過措置がとれるということがございますので、このような形をさせていただいております。

以上で「まちづくり建設事業」についての提案説明を終わります。

次に、協議事項の9ページをお願いしたいと思います。

協議第27号「教育・文化・スポーツの振興」についてでございます。

これにつきましては、呉市、川尻町とも同じように学校教育、社会教育等、いろいろやっております。学校につきましては、川尻町では小学校が1校、中学校が1校ございます。また給食につきましては、川尻町では中学校も完全給食を実施されておられます。

文化の振興につきましては、町役場の隣に500人規模の「ベイノロホール」を持ちます「総合文化センター」がございまして、公民館教室や文化の振興等、いろいろな活動を行っております。さらに野呂山に芸術村を開設されまして、芸術文化の振興に努めておられます。

スポーツの振興につきましては、川尻町では町民グラウンド、町営の温水プール等がございまして、これらを利用しながら町民体育祭や体育教室、あるいは各種競技団体の育成に努めておられるところでございます。

調整方針といたしましては、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については川尻町地域の学校教育、生涯学習、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう協議、調整を行うものとする」。また「学校教育施設、文化・スポーツ施設等は現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理、整備に努める」ということと、さらに「野呂山芸術村事業は現行のとおり呉市が引き継ぎ、地域の芸術文化のさらなる振興に努める」ということで、方向性を提案させていただいているものでございます。

具体的な中身でございますが、調書の51ページをお願いいたします。

「学校教育」のところでございますけれども、先ほど申しましたように、小学校が1校、中学校1校ということで、コンピュータ教育、英語教育、平和学習、障害児教育などの教育を同じように実施されているものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。

中ほどの「就学の援助・奨励」でございます。多少の金額の差はございますけれども、同じように要保護・準保護児童生徒の就学奨励・援助を行っているものでございます。

1枚開いていただきまして53ページをお願いいたします。

「児童生徒遠距離通学援助」の項目でございます。これには差がございまして、呉市の場合は小学校4キロ以上、中学校6キロ以上の地域からの通学者に対して通学援助を行っております。川尻町では、学校から町の両端の地区まで約2キロでございますが、国道185号線という交通量が非常に多い国道を通過して来なければならないということを考慮されまして、小仁方地区、岩戸地区の児童生徒につきまして通学援助を行っておられるということでございます。また、小用地区につきましても造船所地帯の中を通過して来られるということで、この地区の児童にも同様に通学援助を行っておられるものでございます。

このように違いがございますので、右の調整方針として、「原則として呉市の制度を適用する。ただし、川尻町地域の支給対象は通学路の安全性が確保されるまでの間、現行のとおりとする」ということで、引き続き遠距離通学の援助をしていきたいと考えているものでございます。

次の「学校給食」につきましては、小学校の給食単価を呉市と同じ210円にしていくということと、中学校の給食につきましては、現行のまま実施させていただくという方針を書かせていただいております。

続きまして、下側に「青少年海外派遣研修」という項目がございます。呉市はオーストラリアへ、川尻町はニュージーランドへ行っておられます。川尻町におかれましては、好評だということもございまして、経過措置をとってほしいという要望もいただいております。それで右の調整案でございますが、定員につきまして2年程度の経過措置をとらせていただくということでございます。呉市の現定員30人を40人にしまして、行き先は統一していくということになるかと考えております。

次に、55ページをお願いいたします。

「各種大会・記録会の開催」につきましては、川尻町は豊田郡のエリアに属しておられますので、中学校の大会も南部地区大会ということになっておりますが、合併後は、呉市あるいは呉地区での大会に参加することになりますので、その点が変わってくるものでございます。またPTAも、豊田郡のPTA連合会に入っておられますけれども、これも呉市の連合会に加入してもらうような形になるかと考えているところでございます。

次の「社会教育」でございますが、生涯学習の推進につきましては、川尻町総合文化センターでの公民館活動やコンサート等の開催、また町民グラウンドや町民プールでは、スポーツ教室などが行われているものでございます。

少し飛びまして、63ページをお願いしたいと思います。

「文化・スポーツの振興」というところでございます。

先ほども少し申し上げましたが、野呂山芸術村につきましては呉市が引き継ぎまして、さらなる振興を図っていくということでございます。また、文化芸術連盟への補助金につきましては、3年程度の経過措置をとらせていただきたいと考えております。また、中ほどに「スポーツ大会」がございますけれども、これにつきましても引き続き町地区の中で大会ができるように、運営手法も含めまして合併までに調整を図らせていただきたいと考えているものでございます。

次のページに移っていただきまして、「文化財」でございますが、この文化財につきましても呉市が引き継いでいくということ、次の65ページでございますが、現在川尻町では川尻町史を作成しておられますので、この町史の発刊事業につきましても呉市が引き継いで引き続き発刊していくということになるかと思っております。

その他、文化施設、スポーツ施設等につきましては、呉市がそのまま引き継ぎまして、維持管理に努めたいと思っております。使用料につきましては、現行の使用料をそのまま踏襲していくことになると考えているものでございます。

続きまして、協議事項の11ページをお願いしたいと思います。

協議第28号「人権行政の取扱い」でございます。

呉市には庁内組織で人権センターが、川尻町には人権啓発推進室がございます。また、それぞれ地区には隣保館、集会所、教育集会所がございます。町には「人権センター」という1階が共同作業所、2階が隣保館、3階が教育集会所となっている複合建物がございまして、ここを拠点として同和問題の早期解決、あるいは人権

を大切にしたまちづくりの推進が行われているところでございます。

それで、調整方針でございますが、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、川尻町地域の人権政策、啓発事業の推進が図られるよう、協議、調整を行うものとする」ということで、方針を掲げさせていただきます。

細かい制度の中身につきましては、調書の57ページをお願いしたいと思います。「人権行政」のところでございます。

組織でございますが、それぞれ運動団体がございます。それぞれ同和対策事業の中で、団体への活動補助もされておりますが、現在減額等の見直しも行われているところでございます。

個人給付事業につきましては、川尻町におかれましては から まで、いろいろ制度がございますけれども、これらは平成15年度で廃止されるということを伺っております。この辺りの中身につきましては、引き続き当該団体と調整を図っていきたいと考えております。

なお、隣保館等につきましては、呉市が施設を引き継いで運営していくということになるかと考えております。

この他に、呉市におきましては男女共同参画社会のまちづくりを目指して鋭意取り組んでいる状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、協議事項の12ページをお願いいたします。

協議第29号「コミュニティ等の振興」についてでございます。

自治会制度としましては呉市も川尻町も同じでございます。ただし、自治会連合会への助成でありますとか自治会長への報酬の有無、あるいは単位自治会の規模などに多少の違いがございます。そのほか、両市町とも広報紙の発行、あるいは住民の相談や要望を聞くための行政懇談会等を適宜開催しているところでございます。

右の調整方針でございますが、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業、制度等については、川尻町地域のコミュニティ活動事業の推進が図られるよう協議、調整を行うものとする」ということで、制度の取扱いの方向性を提案させていただきます。

細かい制度の内容につきましては、調書の60ページをお願いいたします。

「コミュニティ組織」ということで、自治会を始めいろいろ団体がございます。合併に伴い統合が必要な団体もございまして、これら団体の活動補助金につきましても、経過措置をとりながら調整を図っていくようにしたいと考えているところでございます。

それと、中ほどに「地区社会福祉協議会」という項目がございます。これにつきましては、合併後に川尻町地区の中に社会福祉協議会、これはボランティア組織でございますが、これを立ち上げていただいて、引き続き町地域の福祉活動を手助けしていただければと考えているものでございます。

また民生委員・児童委員協議会、あるいは公衆衛生推進協議会の助成等につきましては、内容等を見させていただきながら助成の経過措置を図っていきたいと考えているものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

中ほどの「自治会集会所（自治会館）」でございます。川尻町には8地区8館ございますけれども、現在1館建設中でございます。これで9地区全部できるということになります。合併後はこれらを呉市が引き継ぎまして、自治会に無償貸付しながら、地域のコミュニティの活動の場として有効に利用できるようにしていきたいと考えているところでございます。

そのほか、調書71ページから75ページにかけて「情報化への対応」とか「国際交流」、あるいは「広報広聴」等の項目もでございます。情報化につきましては、公共施設をLAN等で結ぶよう、光ファイバーなどの敷設も検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、協議事項の13ページをお願いいたします。

協議第30号「水道事業の取扱い」についてでございます。

現状でございますが、川尻町におかれましては、呉の分水、県用水をもとに地方公営企業事業として各家庭に給水を行っておられます。また、野呂山地区においては、国民宿舎野呂高原ロッジ、あるいはキャンプ場への給水を行うということで、簡易水道事業による給水を行っておられます。

右の調整方針でございますが、「川尻町の水道事業は、現行のとおり呉市に引き継ぐものとする」ということでございます。なお、水道料金につきましては「公共料金の取扱い」ということで、今回の第5回協議会で提案させていただきたいと考えているものでございます。

資料につきましては、調書の76ページにございますので、ご覧いただければと思います。

次に、協議第31号「下水道事業の取扱い」についてでございます。

これにつきましては、呉市も川尻町も同じ公共下水道事業でございます。川尻町におかれましては、昭和59年に事業認可を受け事業着手され、現在まで鋭意整備をされてきておられます。平成14年度末の人口普及率は約70%となっております。

普及促進につきましては、水洗便所等の改造資金を呉市は貸付制度で、川尻町は補助制度で行っておられるという違いがございます。

調整方針でございますけれども、「川尻町の下水道事業は現行のとおり呉市に引き継ぎ、整備を図っていくものとする」ということでございます。

なお、使用料等につきましては「公共料金の取扱い」ということで、第5回の協議会で提案させていただく予定でございます。

細かい内容につきましては、調書の76ページをご覧いただければと思います。

次に、協議事項の14ページをお願いしたいと思います。

協議第32号「消防・防災体制整備」についてでございます。

これにつきましては、現在呉市消防本部において川尻町を含めた近隣町の消防・救急事務を受託しているところでございまして、地元消防団とも連携を図りながら消防・救急体制を整えているものでございます。また、防災関係につきましては、合併に伴いまして防災計画の見直しもしていく必要があるかと考えているところでございます。

それで調整方針でございますが、「川尻町地域の消防、救急・救助等については、呉市消防本部が所管するものとする」「川尻町の消防団は、全団員を呉市の消防組織に統合し、再編整備していくものとする」ということでございます。

細かい中身につきましては、調書の77ページに書いてありますので、ご覧いただければと思います。

77ページ中ほどに「消防団及び消防分団」という項目がございます。団員の報酬等に違いがございますが、これにつきましては、合併に伴いまして呉市の基準に統一していきたいと考えているものでございます。そのほか消防施設等につきましては、現行のとおり呉市が引き継ぎまして役立てて参りたいと考えております。

また、78ページの「防災」でございますが、先ほど申しましたように、防災計画を見直していく必要があるかと考えております。また、下側に「防災行政無線システム等」というところがございます。川尻町には防災行政無線がございますので、引き続き現行のとおり使っていきたいと考えているところでございます。

以上で行政制度、各種事務事業の取扱いのうち、協議第26号の「まちづくり建設事業」から協議第32号「消防・防災体制整備」まで、合併に伴っての制度の取扱い、調整方針を報告・提案させていただきました。

具体的な協議、決定は、次回の協議会の場となりますが、不明な点がございましたら、御質問いただければと思っております。

以上で提案を終わります。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして御質疑なり御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本7件につきましては、次回第5回協議会において協議、決定をさせていただくということにいたしたいと思っております。

続きまして、最後になりますが、前回からの継続協議案件であります協議第18号「新市建設計画」についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

歌田企画調整課長 それでは「呉市・川尻町合併建設計画」につきまして御説明申し上げますので、恐れ入りますが目次をご覧ください。前回の第3回の協議会におきまして、第1章から第4章まで、まちづくりの基本方針でございますが、こちらまで御提案いたしました。

本日は、第5章「まちづくり計画」を御提案、御説明いたしますので、恐れ入ります、15ページをお開きください。

それでは「まちづくり計画」につきまして御説明いたします。

1行目でございますが、呉市と川尻町との迅速な一体化を促進し、さらなる地域の発展と市民福祉の向上を図るため、本計画を策定するものでございます。

この表でございますが、まず左側「まちづくりの目標」といたしまして、カッコ書きの2つの目標を設定させていただきます。この内容を前回御説明いたしました

ページで申しますと10ページでございます。恐れ入りますが、10ページをご覧いただきたいと思ひます。

「まちづくりの目標」につきまして2点、まず1点目は「瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成」、2点目は「産・学・住のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成」としまして、この2点を目標として設定させていただきます。

また、15ページの「まちづくりの基本方針」につきましては、同じく11ページから5点ほど提案させていただいております。11ページの「(1)誰もが活躍できる健康福祉都市の形成」から5点でございます。

15ページをご覧いただきたいと思ひます。

今回、その5点の基本方針それぞれにつきまして、一番右側でございますが、「主要な施策方針」を掲載させていただいております。

まず、1本目の「健康福祉都市の形成」、この中には「健康づくりの推進」から「住民自治の促進と市民協働の実現」まで、具体的には次のページから御説明いたしますので、まず内容につきまして御案内いたします。

2本目の「人にやさしい環境共生・文化都市の形成」につきましては、「快適な生活環境の創造」から「スポーツ・レクリエーション機能の充実」の4点を。

また、3本目の基本方針でございます「多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成」につきましては、「既存産業の振興」から「新産業の創出」の3点を。

4本目の基本方針「持続的活力を持つ海洋交流都市の形成」につきましては、「道路交通体系の整備促進」から「港湾・交流拠点の整備促進」の3点を。

最後の基本方針、5本目でございますが、「効率的・効果的な行財政運営」につきましても提案させていただきます。

では、主要な施策方針につきまして、次の16ページから御説明いたします。

まず、1本目の基本方針でございます「誰もが活躍できる健康福祉都市の形成」でございます。

主要な施策方針の1点目、「健康づくりの推進」でございます。ポイントとなるところを説明させていただきます。この健康づくり推進の4行目あたりでございますが、呉市では「健康くれ21」計画を策定いたしております。その中には、次の行でございますが、「運動と笑顔による健康づくり」「食と笑顔による健康づくり」、こういう事業活動を展開しておりますので、1行飛びまして保健センターを始め、保健・医療・福祉の地域拠点の機能の整備等を図って参りたいと考えております。

次の2点目「安全・安心なまちづくり」でございます。

7行目あたりでございますが、小仁方地区の急傾斜地崩壊対策事業、また小仁方川の河川改修を始め、川尻町西5丁目から東2丁目までの海岸保全地区におけます高潮被害を防ぐための海岸護岸整備事業、また砂防河川事業等々、河川改良事業を計画的に推進いたします。また、4行飛びまして、狭隘道路の整備、防災行政無線の一体的な整備等々、加えまして呉市防災センターの活用促進を図るなど、防災意識の高揚にも努めます。

次に、3点目「保健・医療・福祉の機能強化」でございます。

5行目でございます。少子化対策といたしまして、川尻保育所の整備を推進いたします。3行飛びまして、計画的な放課後児童会の開設、子育て支援ネットワークの拡充など児童福祉の向上を図り、子育て支援に努めます。

次の17ページ、4点目の「住民自治の促進と市民協働の実現」につきまして、4行目でございますが、市民の連帯の強化と地域振興のための事業に要する費用を積み立てる基金を造成いたします。4行飛びまして主要事業、カッコ書きの項目でございます。この項目の4点目に地域振興基金の積立事業を予定させていただいております。

次の2本目の基本目標でございます「人にやさしい環境共生・文化都市の形成」でございます。

1点目「快適な生活環境の創造」、4行飛びまして、普及率72%でございます川尻町さんの下水道の整備をより一層推進いたします。4行飛びまして、老朽化した斎場につきましては、安浦町を含めました広域的な見地からの整備を図るとともに、東西南北の生活道路軸を始め、住民に最も身近な生活道路につきまして年次的、計画的な新設、改良の整備を推進いたします。

2点目「循環型社会システムの形成」でございます。1行飛びまして、呉市環境基本計画に基づきました循環型社会の確立に向けた施策の展開を図ってまいります。具体的に申しますと、次のページ、18ページでございますが、1行目、ごみの減量化・資源化への対応につきまして、生ごみの堆肥化・減量化対策のための取り組み、また1行飛びまして、公共施設等々への太陽光発電の活用など、環境に優しいエネルギーの活用などの施策に努めます。

3点目「学校教育・生涯学習の推進と充実」の項目でございます。

3行目、学校教育環境の整備につきましては、川尻中学校校舎等の改築・改修を計画的に推進いたします。また2行飛びまして、校内LAN、またインターネットへの接続などIT教育の充実に努めます。生涯学習につきましては、野呂山頂部に自然学習歩道などを整備いたしまして、動植物等の観察など豊かな自然を活用した総合学習の場を提供いたします。

4点目「スポーツ・レクリエーション機能の充実」でございます。3行目でございますが、野呂山頂部の豊かな自然を生かしまして、氷池周辺の散策道、またサイクリング、星空の観察など四季折々の魅力をだれもが感じることができるよう多彩なイベントを開催いたします。また、3行ほど飛びますが、レクリエーションの場としての整備を進めるなど、いろんなニーズに対応いたしました余暇活動の拠点として「遊び、学び、感じる自分探しの快適高原」をコンセプトに野呂山の再整備を進めて参ります。

さらに、スポーツ施設の機能充実のために多目的運動広場、イベント広場など、住民が集い、交流を図る場の整備に努めて参ります。

次の19ページでございます。

3本目の基本方針「多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成」でございます。

1点目「既存産業の振興」につきまして、川尻町の伝統的地場産業であります筆

づくりなど基幹産業の振興はもちろんのこと、5行飛びまして、中小企業の経営近代化と生産性の向上を促進するため、阿賀にございます呉地域産業振興センターなど関係機関と町の商工会等との連携を強化いたします。

また、2行飛びまして、呉市郷原町から野呂山十文字ロータリーまでのふるさと林道、郷原野呂山線の整備を促進するなど、農林業基盤の整備も努めてまいります。また、2行飛びまして、並型魚礁の設置、自然石の海中への投入、築いそでございますが、などによる作り育てる漁業の推進に努めて参ります。

2点目「観光の振興」でございます。

貴重な資源でございます国立公園野呂山を広域観光拠点と位置づけまして、野呂高原ロッジの機能整備、また県道野呂山公園線沿いの桜並木の充実など、憩いの場としての整備に努めます。また、2行飛びまして、筆の資料館を始めとする筆産業を観光資源として活用するいろいろな手だてを講じて参りたいと思います。

3点目の「新産業の創出」でございます。

呉市におきましては、呉大学、広島国際大学、次の20ページでございますが、各種研究機関等々ございます。そういう機能と連携をいたしまして、川尻町の既存産業の振興支援はもとよりのこと、筆産業など地域の技術を生かした新産業の創出に努め、新技術、新商品などの開発促進を図って参ります。

続きまして4本目の基本方針「持続的活力を持つ海洋交流都市の形成」でございます。

1点目「道路・交通体系の整備促進」でございます。

3行目でございます。総合的な交通体系の整備に向けまして、国道185号広域連携道路、またJR呉線の機能強化に努めるとともに、JR安芸川尻駅の駅前広場、駐車・駐輪場の整備を始めアクセス道の整備を図るなど、地域内循環バスの運行拠点としての整備を推進いたします。

また、1行飛びまして、市域内外との連携、交流を支えます県道川尻安浦線、町道川尻本線1号線など道路網の整備を進めます。また、呉市の事業といたしましては、2行飛びまして、呉市阿賀地区のマリノ大橋の整備を推進いたします。

2点目の「情報通信基盤の整備促進」でございますが、インターネット技術を生かした高速地域情報通信ネットワークの構築、地域イントラネットの基盤整備を推進いたしまして、利便性の向上に努めます。また、次の21ページの2行目でございますが、呉テクノパークの既存施設及び機器の機能活用をより一層進めて参ります。

3点目の「港湾・交流拠点の整備促進」でございます。

3行目でございます。JR安芸川尻駅周辺の基盤整備にあわせまして、川尻港西港地区一帯の整備を促進して参ります。そうすることによりまして、駐車場、地域住民の交流拠点等々の創出に努めて参ります。また、呉市側におきましては、新市の東部地区の拠点性の向上を図るため、JR新広駅周辺の整備を推進いたしまして、ここに既存設置しております行政サービス、社会教育、保健・福祉機能などの一層の充実に努めまして、公共施設の再整備、交通機能の強化を図って参ります。

またさらには、JR呉駅周辺、また海の玄関口である宝町地区におきまして、にぎわいのある交流拠点としての施設整備、海事博物館の整備等々の事業を推進して

参ります。

最後でございますが、5番目の基本方針「効率的・効果的な行財政運営」につきましても、事務事業の見直し、組織機構の改革等々の点を書かせていただいております。

22ページの次の表でございますが、A3のカラーの表でございます。こちらにつきましては呉市・川尻町合併建設計画の事業箇所図といたしまして、まず川尻町事業分の資料を、次のページに呉市の事業分を書かせていただいておりますので、またご覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございますが、今後事業規模、また事業年度、それから主要計画等の整合性などをさらに精査していきながら、また新呉市の財政の健全性の確保を念頭に置きながら、次回、第5回目の本協議会までにこの建設計画の内容をさらに詰めるとともに、新市の財政計画の作成など、これにつきましても次回協議会にお諮りしてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明に御質疑なり御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特にないようでございますので、本件につきましては、今後引き続き協議をさせていただくということで進めたいと思います。

以上で協議事項は終わります。

そのほか何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特にないようでございますので、閉会にいたしたいと思いますが、閉会に当たりまして中田委員並びに綿野委員から、それぞれごあいさつをいただきたいと思います。

まず、中田委員、よろしく願いいたします。

中田委員 それでは閉会に当たりまして一言申し上げます。

本日皆様には大変お忙しい中お集まりをいただき、しかも熱心に御論議いただきましたことを心から感謝申し上げます。

きょうも前回に引き続き、各行政項目の取扱いについて具体的な議論を進めて参ったわけでございますが、安心して住める町づくりのため、これからも委員の皆様とともに、誠心誠意取り組んで参りたいと考えているところでございます。また第5回においても具体的なご論議をお願いすることになるかと思いますが、何はともあれ一番大事なことは、両市町の住民の安心感を持たせると、こういうことではないかと思っております。これからもよろしく御審議をいただきますよう心からお願いいたします。簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、綿野委員、よろしくお願いいたします。

綿野委員 きょうは皆様、貴重な時間の中いろいろとご審議いただきまして、誠にありがとうございます。特に先ほど説明がありました新しいまちづくりビジョンに非常に感銘いたしたところですが、今、川尻町民は、西に出ていく場合JRの問題、また国道185号線の問題と大変苦慮しているところでございます。このビジョンができるだけ早く実現いたしますことを願うとともに、呉市と合併してよかったですと言われる合併へと進めていきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

皆様、本日は長時間にわたり熱心に御協議いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の第5回協議会は、7月1日火曜日午後2時から、今回と同じくここ呉市総合体育館におきまして開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第4回呉市・川尻町合併協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2時45分 閉会

以上、第4回呉市・川尻町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

呉市・川尻町合併協議会会長 小笠原 臣 也

呉市・川尻町合併協議会委員 梅河内 秀 登

呉市・川尻町合併協議会委員 河 野 温 三